

【新設】（所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税の例示）

18-1-65 令第155条の34第1項第3号（対象租税の範囲）に掲げる税には、例えば、我が国における利子、配当等に対する所得税のように、所得に代えて収入金額又は収入金額に一定の割合を乗じて計算した金額を課税標準として源泉徴収される税がこれに該当することに留意する。

【解説】

- 1 令和5年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた（法6の2）。
- 2 本制度は、子会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率（15%）を下回る場合に、親会社等の所在地国でその親会社等に対して、その税負担が基準税率（15%）に至るまで上乘せ（トップアップ）課税を行う仕組みである。また、この国別実効税率とは、所在地国を同一とする全ての構成会社等のその対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額（国別調整後対象租税額）が、その全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額からその全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残額（国別グループ純所得の金額）のうちに占める割合をいうこととされている（法82の2②一イ(3)）。
- 3 この調整後対象租税額は、対象租税の額に多くの調整を加えることで算出される。そして、対象租税とは次に掲げる税をいうこととされている（令155の34①、規38の27②）。
 - (1) 国又は地域の法令における構成会社等又は共同支配会社等の所得に対する法人税又は法人税に相当する税（(2)に掲げる税を除く。）
 - (2) 適格分配時課税制度により課される税
 - (3) (1)に掲げる税と同一の税目に属する税で、構成会社等又は共同支配会社等の特定の所得につき、徴税上の便宜のため、所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課されるもの
 - (4) 構成会社等又は共同支配会社等の特定の所得につき、所得を課税標準とする税に代え、その構成会社等又は共同支配会社等の収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税
 - (5) 構成会社等又は共同支配会社等の利益剰余金その他の純資産に対して課される税（構成会社等又は共同支配会社等の所得と利益剰余金その他の純資産とに対して課される税を含む。）

4 本通達では、上記 3 (3)に掲げる税には、我が国における利子、配当等に対する所得税のように、徴税上の便宜のため、所得に代えて収入金額又は収入金額に一定の割合を乗じて計算した金額を課税標準として源泉徴収される税がこれに該当することを例示により留意的に明らかにしている。